

会場規約 ―EZB YC 知多会場―

この会場規約は、一合同会社 Y I C H E N（以下「当社」と記載）が提供するオンラインライブオークションサービス「イージービッド」（以下、「EZB」と記載）にてライブ配信されるオークションのうち、YC 知多会場で開催される当社主催のオークション（以下「YC 知多オークション」といいます。）の参加・利用条件を定めたものです。参加者は、EZB 一般利用規約（別紙参照）及び YC 知多会場規約に従って、YC 知多オークションに参加することができます。

なお、EZB 一般利用規約記載の条項に加え、YC 知多会場規約記載の以下の条項に同意しない場合、参加者は YC 知多オークションへ参加することができません。

第1条（用語の定義）

YC 知多会場規約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使います。

- (1)「参加者」とは、当社との間で、イージービッドの利用契約（以下、単に利用契約といいます。）に加えて YC 知多オークションへの参加契約（以下、単に参加契約といいます。）を締結した者（法人を含みます。）で、古物営業法第3条による許可を受けた者をいいます。
- (2)「売主」とは、参加者のうち、古物を YC 知多オークションで出品・販売する者（法人を含みます。）をいいます。
- (3)「買主」とは、参加者のうち、YC 知多オークションにて古物を購入する者（法人を含みます。）をいいます。
- (4)「古物」とは、古物営業法第2条第1項で規定する古物をいいます。
- (5)「オンライン市場」とは、YC 知多オークションがイージービッドによって配信されたものをいいます。

第2条（規約の変更）

当社は、YC 知多会場規約を参加者の一般の利益に適合する場合又は利用規約の目的に反せず、かつ、合理的なものである場合に変更することがあります。この場合、電話、LINE 及び EZB ホームページにて事前にお知らせいたします。

第3条（YC 知多オークションの開催）

1 YC 知多オークションは、以下の場所において、毎月第3土曜日10時から17時まで開催します。開催に関して変更がある場合には、「イージービッド」のホームページにて告知を行います。

【会場情報】

住所：愛知県知多郡阿久比町草木峯畑 66 番地の 9

連絡先：080-5350-8563

運営責任者：合同会社 Y I C H E N

代表社員：王世剛

2YC 知多オークションの開催日時・場所に関して変更がある場合には、イージービッドのホームページにて告知を行います。

第 4 条（出品手数料）

売主は、当社に対し、YC 知多オークションに出品するにあたり、出品手数料として、成約額に対し下記の金額を支払うものとします。

- (1) 成約額が 1~3000 円までの場合、成約額の 40%（消費税込）の金額
- (2) 成約額が 3001 円~10,000 円までの場合、成約額の 20%（消費税込）の金額
- (3) 成約額が 10,001 円~100,000 円までの場合、成約額の 15%（消費税込）の金額
- (4) 成約額が 100,001 円以上の場合、成約額の 8%（消費税込）の金額

なお、当社の判断により必要と認めるときは、売主と別途協議し、売主は、本号柱書に関わらず同協議の結果に従って出品手数料を支払うものとします。

第 5 条（YC 知多オークションへの参加方法）

1 参加者は、イージービッドの利用、又は、来場により YC 知多オークションに参加できます（以下、前者を「オンライン参加」、後者を「現地参加」といいます。）。但し、次のいずれかに該当した場合は、この限りではありません。

- (1) 参加者の古物営業法第 3 条による許可が取り消された場合
- (2) 参加者が EZB 一般利用規約又は YC 知多会場規約に違反した場合
- (3) その他当社が参加不相当と判断した場合

2 現地参加の場合、参加者は、当社に対し、YC 知多オークション開催日前日までに参加申請を行います。

3 売主は、当社に対し、イージービッドを経由して出品を希望する古物（以下「出品物」といいます。）がある旨の連絡をし、当社の指示に従い、当社指定の日時に出品物を YC 知多会場まで搬入します。

4 買主は、オンライン参加か現地参加か否かを問わず、イージービッドを利用して落札の意思

表示をします。

5 買主は、イージービッドに登録した受取希望会場（以下「登録済受取会場」）にて落札した古物（以下「落札物」といいます。）を引き取ります。

第6条（売主の責務）

1 売主は、出品物を段ボール箱又は金属製の箱に入れて搬入します。

2 売主は、当社が管理等を目的として、出品物に荷札等をつけることを承諾します。

3 売主は、次の古物を搬入及び出品することはできません。以下、当該古物を「出品禁止品」といいます。

(1)盗難された物

(2)違法に入手した物

(3)模造物

(4)ワシントン条約に違反する物

(5)電気製品（スタンドランプ等、アンティーク・レトロに分類される物を除く。）

(6)剥製・毛皮・象牙等、動物製品

(7)その他、当社が不相当と判断した物

4 売主は、搬入した出品物に出品禁止品又は出品禁止品が含まれており仕分けが必要になった場合、当社に対して、**1カーゴあたり 5,500 円**の作業料を銀行振込又は現金払いにて支払います。

5 売主は、落札されなかった古物（以下「流札品」といいます。）及び出品禁止品について、古物を出

品したオークション終了後3営業日以内にYC知多会場より搬出します。

6YC知多オークション開催日から3日以内に流札品又は出品禁止品を搬出しない場合、売主は、当社に対して、開催日から4日目以降、**1日あたり 330 円／0.1㎡**の保管料を銀行振込又は現金払いにて支払います。

7 売主が第6項の期限以内に流札品又は出品禁止品を搬出しない場合、当社は、売主が当該流札品及び出品禁止品の所有権を放棄したとみなして処分します。

8 当社が前項の処分を行った場合、売主は、当社に対し、**処分費用として110円／kg**を銀行振込又は現金払いにて支払います。

第7条（買主の責務）

1 買主の登録済受取会場が YC 知多会場の場合、買主は、YC 知多オークション終了後 2 時間以内に落札物を引き取ります。

2 前項の引き取りができなかった場合、買主は、YC 知多オークション開催日から 1 週間以内に当社に対し引き取り日時を連絡した上で、引き取ります。

3 買主の登録済受取会場が YC 知多会場以外の場合、買主は、当社に対し、受取希望会場への輸送料として、**660 円／0.1 m³**を銀行振込又は現金払いにて支払います。

4 買主が登録済受取会場以外の会場で落札物の受取を希望する場合、買主は、YC 知多オークション開催前日までに、受取希望会場等を当社に連絡し、受取希望会場の承諾があった場合に限り、第 1 項ないし前項に従い、落札物を引き取ります。

第8条（当社の責務）

1 当社は、以下の場合において、YC 知多規約に明記されている範囲を除き、一切の保証・補償を行わず、損害賠償及びその他の責任を負いません。

(1) イージービッドが停止、中止又は廃止された場合

(2) 災害等、当社の責に帰すべき事由がない場合

(3) 参加者による各種の情報、コンテンツ、データ又はソフトウェア等のバックアップに不具合がある場合

(4) 参加者が用意したイージービッド利用に必要な設備・機器、インターネット接続環境がイージービッドに適合しない場合又は不具合がある場合

(5) 参加者の利用目的がイージービッドに適合しない場合

(6) 参加者が申込書等に虚偽の内容を記載した場合

(7) 参加者が申込書等記載の内容の変更の通知を怠った場合

(8) 出品物・落札物が贋作だった場合

(9) 落札物が別のオークション会場へ輸送中に毀損・紛失した場合

(10) その他オンライン市場にて成立した取引について参加者間でトラブルが生じた場合

2 その他、YC 知多オークションに関する当社の責任は、YC 知多会場規約に規定する範囲に限られ、直接又は間接を問わず、法律上の請求原因の如何を問わず、参加者又は第三者に対し、一切の補償及び責任を負いません。

第9条（禁止事項）

1 参加者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為
- (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に当たる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (6) イージービッドにより利用し得る情報を改ざん又は消去する行為
- (7) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (8) 参加者が直接操作可能となるサーバー、ネットワーク機器の設備等に不正にアクセスする行為
- (9) 第三者に対し、無断で広告・宣言・勧誘等を目的とした電子メール（スパムメール等）や第三者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）等を送信する行為、他社のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為（チェーンメール）及び当該依頼に応じて電子メールを転送する行為
- (10) 当社もしくは第三者の設備等又はサーバー設備もしくは電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、その他イージービッドの提供を妨害する行為
- (11) 賭博・ギャンブルを行い、又は勧誘する行為
- (12) 違法行為（拳銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
- (13) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる、又はそのおそれのある情報を掲載し、又は第三者にあてて送信する行為
- (14) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報又はこれらのおそれのある情報を不特定の者をしてウェブページに掲載等されることを助長する行為
- (15) 第三者に著しく迷惑をかける行為及び公序良俗に反する行為

(16)EZB 一般利用規約又は YC 知多会場規約に違反すること

(17)虚偽の情報によりオークションに参加すること

(18)参加者たる地位を第三者と共有すること

(19)参加者として取得した第三者の秘密を漏洩すること

(20)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを貼る行為

(21) YC 知多オークションの開催・進行を妨害する行為

(22) 前各号のおそれがあると当社が認める行為

(23) その他、当社がイージービッドの参加者として相応しくないと判断する行為

2 前項各号のほか、当社は必要に応じ当社ホームページ上において禁止事項及び注意事項等を別途定めることができ、参加者はこれを遵守するものとします。

第 10 条（情報等の保管及び消去）

1 当社は、参加者がイージービッドの利用又は YC 知多オークションへの参加を通じて登録等をした情報について、イージービッド提供設備等の故障等により滅失した場合に復元する目的で、これを別に記録して一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。

2 当社は、参加者がイージービッドを利用することによって生ずる通信記録を一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。また、当社は、当該情報の開示請求を受けるものではありません。

3 当社は、参加者がイージービッドを利用して登録した情報のうち、登録時の目的を達成し、当社においてイージービッドの提供に不要と判断したものについては、参加者に通知を要しないで、これを消去できるものとします。

4 当社は、参加者がイージービッドを利用して登録した情報について、利用契約が解除された場合には、解除の日の翌日以降に全ての情報を消去できるものとします。

5 当社は、本条による登録情報の消去により参加者及び第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（損害賠償責任の制限）

当社は、参加者に対して、YC 知多オークションへの参加に伴い、当社の責めに帰すべき事由の直接的結果として現実に発生した通常損害についてのみ賠償します。

第12条（当社の免責）

1 当社は、以下の場合において、YC 知多規約に明記されている範囲を除き、一切の保証・補償を行わず、損害賠償及びその他の責任を負いません。

(1) イージービッドが停止、中止又は廃止された場合

(2) 災害等、当社の責に帰すべき事由がない場合

(3) 参加者による各種の情報、コンテンツ、データ又はソフトウェア等のバックアップに不具合がある場合

(4) 参加者が用意したイージービッド利用に必要な設備・機器、インターネット接続環境がイージービッドに適合しない場合又は不具合がある場合

(5) 参加者の利用目的がイージービッドに適合しない場合

(6) 参加者が申込書等に虚偽の内容を記載した場合

(7) 参加者が申込書等記載の内容の変更の通知を怠った場合

(8) 出品物・落札物が贋作だった場合

(9) 落札物が別のオークション会場へ輸送中に毀損・紛失した場合

(10) その他オンライン市場にて成立した取引について参加者間でトラブルが生じた場合

2 その他、YC 知多オークションに関する当社の責任は、YC 知多会場規約に規定する範囲に限られ、直接又は間接を問わず、法律上の請求原因の如何を問わず、参加者又は第三者に対し、一切の補償及び責任を負いません。

第13条（秘密情報の取扱い）

1 以下のいずれかの条件に該当するものを参加契約における秘密情報とします。

(1) 書面上秘密である旨を明示して相手方に開示された情報

(2) 記録媒体もしくは電子データ上で秘密である旨を明示して相手方に開示された情報

(3) 口頭で秘密である旨を明示して開示された情報のうち、開示の時から30日以内に書面上又は電子データ上秘密である旨を明示して相手方に送付された情報

2 前条にかかわらず、以下のいずれかの条件に該当する場合は秘密情報とみなさないものとします。

(1) 開示を受けた当事者が秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

(2)第三者から秘密保持義務を負わず正当に入手した情報

(3)開示を受けた当事者が独自に開発した情報

(4)開示を受けた当事者の故意・過失によらず公知となった情報

3 秘密情報を利用する場合は、以下の取扱いを行うものとします。

(1)参加者及び当社は、参加契約を締結するに至った遂行目的以外の目的で秘密情報を利用、複製、持ち出し（社外への電子メールによる送信を含む。）を行わず、秘密として保持するものとします。

(2)参加者及び当社は、事前に相手方の承諾もなく、第三者に対して秘密情報を開示せず、秘密として保持するものとします。

(3)参加者又は当社が、それぞれ過半数の株式を保持しもしくは保持される関係にある会社（以下「関連会社」といいます。）は、前項の第三者に該当せず、遂行目的の範囲内において、秘密情報を開示し利用させることができるものとします。但し、参加者又は当社は、当該関連会社に対して、自己と同等以上の秘密保持義務を負わせることを条件とします。また、当該関連会社の義務違反につき全責任を負うものとします。

(4)参加者及び当社は、秘密情報を、善良なる管理者としての注意義務をもって適切に管理するものとします。

(5)参加者及び当社は、それぞれ自己の従業員、退職者、派遣社員及び常駐する協力会社に対し秘密保持義務を遵守するよう適切に教育、指導及び管理監督するものとします。

(6)参加者及び当社は、事前に相手方の承諾を得て、秘密情報を第三者に開示する場合は、当該第三者に対して自己と同等以上の秘密保持義務を負わせるものとし、当該第三者の義務違反につき全責任を負うものとします。

第14条（個人情報の取扱い）

1 本条各項において、参加者及び当社は、業務を遂行するために開示を受けた個人情報の適切な保護を目的として個人情報の取扱いに関する事項を定めるものとします。

2 参加契約において、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報であり、全ての個人に関する氏名、住所、生年月日、メールアドレス等の記述、画像又は音声等により特定の個人を識別できる情報（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）、及びこれに付随して取り扱われる個人に関する全ての情報をいうものとします。

3 参加者及び当社は、業務を遂行するために相手方から開示され、知り得た個人情報を、事前

に相手方の同意を得た場合を除き、業務の実施のために必要な最小限の範囲を越えて、複写、複製、加工し、又は第三者に開示又は漏洩しないものとします。また、業務の実施のために必要な最小限の範囲を超えて、個人情報にアクセスし、又は使用しないものとします。

4 参加者及び当社は、個人情報を、善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理するものとします。

5 参加者及び当社は、個人情報を破損・損失のないよう十分注意して取り扱い、個人情報に対して、不正なアクセス、漏洩、等用、滅失又は毀損等がない様に安全管理のために必要かつ合理的な措置を講じるものとします。

6 参加者及び当社は、それぞれ自己の従業員・退職者・派遣社員・常駐する協力会社の社員に対して個人情報を保護するように適切に教育・指導・管理監督するものとします。

7 参加者及び当社は、必要な業務が終了した場合、及び個人情報が不要となった場合、又は相手方からの要求があった場合には、速やかに個人情報を消去するか、又は相手方に返還するものとし、ファイル又は個人情報書類等媒介物が存在する場合には、相手方の責任において個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄するものとします。

8 参加者及び当社は、相手方又は再委託先において相手方から開示された個人情報を漏洩、盗用、流出、紛失する等の事故発生の実、又は発生のおそれがあると認められる時は、速やかに相手方に報告し、相手方の指示に従い、被害の拡大及び再発を防止するために必要な措置を講じるものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

1 参加者は、当社に対し、反社会的勢力の排除に関する次の各号を表明し保証するものとします。万が一、自己の違反を発見した場合は、直ちに当社にその事実を報告するものとします。

(1)自ら又は役員、実質的に経営に関与する者、従業員等（以下「役員等」といいます。）が「反社会的勢力」（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいいます。）でないこと

(2)自ら又は役員等が、反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら資金もしくは役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び、反社会的勢力と交友関係にないこと

(3)自ら又は役員等が第三者を利用して、相手方及び相手方の従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為等を行わないこと

2 当社は、参加者について前項の表明ないし保証に反する事実が判明したとき、その他、次の各号に該当する場合には、相手方に対して催告することなく、全ての契約（利用契約を含みま

すがそれに限りません。)の全部又は一部を解除することができます。

- (1)暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、当該団体関係者、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）である場合、又は暴力団等であった場合
- (2)自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為、及び脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (3)殊更に、自身が暴力団等である旨を伝え、関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝える等した場合
- (4)自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損した場合、もしくは毀損するおそれのある行為をした場合
- (5)自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、もしくは妨害するおそれのある行為をした場合

第16条（解除）

当社は、参加者が次の各号に該当した場合、何ら催告なくして、参加契約を解除できるものとします。

- (1)参加契約及び同契約に付随して YC 知多オークションに関して締結された契約に基づき発生した債務の全部、又は一部について不履行があり、相当の期間を定めた催告を受けたにも関わらず当該期間内に履行しない場合（なお、当社及び参加者は、本契約が当事者間の高度な信頼関係を基礎としていることから、仮に軽微な違反であっても本号に該当することを確認します。）
- (2)当社に届け出た事項に変更があり、その変更の届出を速やかに行わない場合、また変更後の内容が本規約に違反する場合
- (3)自己の振り出した手形、又は小切手が不渡りとなった場合
- (4)監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
- (5)第三者より仮差押え、仮処分、又は強制執行を受けた場合
- (6)破産、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあった場合
- (7)解散の決議をした場合
- (8)その他信用状況が悪化、又はそのおそれがある場合に、担保の差入要請に応じなかった場合
- (9)参加者の古物営業法第3条に規定された許可が取り消された場合
- (10)その他一般利用規約又は YC 知多会場規約に違反した場合

第 17 条（協議解決）

YC 知多会場規約に定めのない事項、又は YC 知多会場規約の解釈について疑義が生じたときは、誠意をもって協議のうえ解決します。

第 18 条（合意管轄）

YC 知多会場規約及び参加契約に関する訴訟については、訴額に応じ、名古屋地方裁判所もしくは名古屋簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 19 条（準拠法）

本規約及び利用契約は、効力、解釈及び履行を含む全ての事項について、日本国法に準拠します。

附則

（実施期日）本規約は、2026 年 2 月 1 日から実施します